

町指定下水道工事店指定手数料等の徴収について
(三芳町下水道条例の一部改正について)

1. 現状

三芳町の下水道事業は、令和元年度に地方公営企業法の適用を受け、公営企業として経営の健全化を図りながら運営する必要があります。

このところの下水道使用料収入は、事業所の節水や人口減少等の影響により減少傾向にあります。

そのような中、町指定下水道工事店の指定及び排水設備責任技術者の登録において、審査、証明書の発行、通知の送付など、費用が掛かっておりますが、工事店や技術者個人に費用負担をしていただいておりますが、町が下水道使用料を財源に賄っている状況です。本来、下水道使用料は、下水道事業の維持管理等の財源となるべきものです。

2. 手数料徴収に係る法的根拠

公共下水道へ接続するための宅内排水設備の工事は、三芳町下水道条例の規定により町指定下水道工事店でなければ施工することはできず、また、その指定工事店としての指定要件には、排水設備責任技術者が専属していることも必要となります。

先述のとおり、町指定下水道工事店の指定や排水設備責任技術者の登録には、申請書類の提出、申請書類の審査、指定・登録の決裁、指定工事店証・責任技術者証の作成・交付、指定工事店の公示等の事務作業があり、それに伴う人件費・消耗品費・郵送料等の費用が掛かっております。

地方自治法第227条では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定されており、本指定・登録事務は、本規定に該当するものと思われま

3. 当町の考え方

下水道事業の運営に当たっては、下水道使用料が主な収入となり、下水道施設等の維持管理の財源としています。公共下水道管の布設から数年で50年を迎えるものもあり、今後、維持するコストが増加することが見込まれ、また、下水道使用料は、先述のとおり減少していくことが見込まれます。

このような下水道事業の収支状況の中で、受益者負担の原則に基づき、負担していただくことにより、下水道事業会計の健全化を図っていきたく考えています。

三芳町下水道条例の一部を改正する条例（案）

三芳町下水道条例（昭和58年三芳町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第9条の2 管理者は、次の表の左欄に掲げる区分について申請があったときは、同欄に掲げる区分に応じ、1件当たりそれぞれ同表の右欄に掲げる金額を当該申請者から手数料として徴収する。

区分	金額
町指定下水道工事店指定手数料	10,000円
町指定下水道工事店指定更新手数料	10,000円
町指定下水道工事店証再発行又は町指定下水道工事店証書替え手数料	2,000円
排水設備工事責任技術者登録又は排水設備工事責任技術者登録更新手数料	2,000円
排水設備工事責任技術者証再交付又は排水設備工事責任技術者登録替え手数料	1,000円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考

三芳町下水道条例 新旧対照表

改正後	現行												
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第9条の2 管理者は、次の表の左欄に掲げる区分について申請があったときは、同欄に掲げる区分に応じ、1件当たりそれぞれ同表の右欄に掲げる金額を当該申請者から手数料として徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町指定下水道工事店指定手数料</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>町指定下水道工事店指定更新手数料</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>町指定下水道工事店証再発行又は町指定下水道工事店証書替え手数料</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>排水設備工事責任技術者登録又は排水設備工事責任技術者登録更新手数料</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>排水設備工事責任技術者証再交付又は排水設備工事責任技術者登録替え手数料</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>	区分	金額	町指定下水道工事店指定手数料	10,000円	町指定下水道工事店指定更新手数料	10,000円	町指定下水道工事店証再発行又は町指定下水道工事店証書替え手数料	2,000円	排水設備工事責任技術者登録又は排水設備工事責任技術者登録更新手数料	2,000円	排水設備工事責任技術者証再交付又は排水設備工事責任技術者登録替え手数料	1,000円	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p>
区分	金額												
町指定下水道工事店指定手数料	10,000円												
町指定下水道工事店指定更新手数料	10,000円												
町指定下水道工事店証再発行又は町指定下水道工事店証書替え手数料	2,000円												
排水設備工事責任技術者登録又は排水設備工事責任技術者登録更新手数料	2,000円												
排水設備工事責任技術者証再交付又は排水設備工事責任技術者登録替え手数料	1,000円												